

日EU経済連携協定： 政府調達と地域経済への影響



内田聖子

NPO 法人アジア太平洋資料センター(PARC)共同代表

2019年1月30日

はじめに

政府調達とは、政府機関や地方政府等公共セクターが購入またはリースによって行う物品及びサービスの調達を意味する（政府調達協定第1条第2項）。政府調達市場の規模、各国経済に占める割合については、国によっても異なるが、一般的には、GDPの10%から15%程度を占めていると言われ、参入企業からすれば大きな「市場」であることは事実だ。従って近年のメガ自由貿易協定の中でも重要視されている分野である。

政府調達における国内産品優遇政策は、国家安全保障を目的としたもののほか、特に途上国においては、特定産業の保護・育成等の産業政策を目的として行われることが多い。このことが先進国から「内外差別的」とされ、市場開放を迫られてきた。また先進国においても、政府調達の分野は「閉鎖的」「外国企業を差別している」と指摘されることも多く、近年、地域産業育成や地域経済の発展のため地元企業に優先的に発注を行う条例などの施策でさえも、その批判の対象になりかねない。

従って政府調達を考える場合、国内産業の保護や地域経済の振興、安全保障上の観点から、どの分野・どの調達機関を、どの程度の金額でグローバルに開放していくのかを決定することが、通商政策において重要となる。

1. WTO政府調達協定(GPA)を上回る政府調達市場の開放

日EU経済連携協定の交渉では、EU側は早期から日本の政府調達市場を開放するよう求めてきた。交渉の結果、日本はその要求に応じる形で、既存のWTO・政府調達協定(GPA)の適用範囲を大きく広げる形で協定は妥結した。

日本とEUは、ともにWTO協定の複数国間協定である政府調達協定(Agreement on Government Procurement: GPA)の締約国・地域である。これに基づき、GPA対象機関の一定基準額以上の政府調達については、日EU経済連携協定の妥結以前から相互に開放している。

日本は、GPAにおいて、地方政府に関しては47の都道府県と20の政令指定都市の一定の基準額以上の政府調達について開放していた。日EU経済連携協定は、これに加えて48の中核市の一般競争入札についても政府調達規定の適用対象とし、開放することになった(ただし中核市については建設サービスは除外)。また、都道府県及び政令指定都市が設立・運営する地方独立行政法人や公営電気事業に関する調達についても、新たに開放することとした。

資料1 ◆WTO協定の政府調達協定(GPA)における日本の政府調達開放

1. 中央政府の機関(会計法の適用を受ける全ての機関)(25)¹

衆議院	復興庁	総務省	経済産業省
参議院	宮内庁	法務省	国土交通省
最高裁判所	公正取引委員会	外務省	環境省
会計検査院	国家公安委員会(警察庁)	財務省	防衛省
内閣	個人情報保護委員会	文部科学省	
人事院	金融庁	厚生労働省	
内閣府	消費者庁	農林水産省	

2. 地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市²

〈都道府県〉47

〈政令指定都市〉20(下記)

1. 北海道 札幌市	8. 新潟県 新潟市	15. 兵庫県 神戸市
2. 宮城県 仙台市	9. 静岡県 静岡市	16. 岡山県 岡山市
3. 埼玉県 さいたま市	10. 浜松市	17. 広島県 広島市
4. 千葉県 千葉市	11. 愛知県 名古屋市	18. 福岡県 北九州市
5. 神奈川県 横浜市	12. 京都府 京都市	19. 福岡市
6. 川崎市	13. 大阪府 大阪市	20. 熊本県 熊本市
7. 相模原市	14. 堺市	

¹ GPA協定協定附属書I付表1に掲げる機関。https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page23_000834.html

本表に関する注釈:①会計法の適用を受ける機関には、国家行政組織法及び内閣府設置法に定める全ての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。②この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

² GPA協定協定附属書I付表2に掲げる地方政府の機関。https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page23_000835.html

本表に関する注釈:

- 地方自治法の適用を受ける都道府県及び指定都市には地方自治法に定めるこれらの全ての知事又は市長、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。
- この協定はこの協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については適用しない。
- この協定は、機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この3の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。
- 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。
- 発電、送電又は配電に関連する調達は、含まない。

3. その他の機関³

【A群】

- | | |
|--|--|
| <p> 1.1 独立行政法人農畜産業振興機構
 1.2 中日本高速道路株式会社
 1.3 株式会社日本政策投資銀行
 1.4 東日本高速道路株式会社
 1.5 独立行政法人環境再生保全機構
 1.6 独立行政法人農業者年金基金
 1.7 独立行政法人奄美群島振興開発基金
 1.8 年金積立金管理運用独立行政法人
 1.9 阪神高速道路株式会社
 1.10 社会保険診療報酬支払基金
 1.11 北海道旅客鉄道株式会社(注釈 3a 及び b)
 1.12 本州四国連絡高速道路株式会社
 1.13 日本アルコール産業株式会社
 1.14 独立行政法人日本芸術文化振興会
 1.15 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(注釈 3b)
 1.16 株式会社国際協力銀行
 1.17 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
 1.18 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
 1.19 独立行政法人日本貿易振興機構
 1.20 株式会社日本政策金融公庫
 1.21 地方公共団体金融機構
 1.22 独立行政法人国際交流基金
 1.23 日本貨物鉄道株式会社(注釈 3a 及び b)
 1.24 独立行政法人住宅金融支援機構
 1.25 独立行政法人労働政策研究・研修機構
 1.26 独立行政法人国際協力機構
 1.27 独立行政法人国際観光振興機構
 1.28 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(注釈 3c)
 1.29 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
 1.30 日本郵政公社を承継した機関
 日本郵政株式会社
 日本郵便株式会社
 株式会社ゆうちょ銀行
 株式会社かんぽ生命保険
 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
 1.31 日本中央競馬会 </p> | <p> 1.32 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(注釈 3a、d 及び e)
 1.33 国立研究開発法人科学技術振興機構
 1.34 独立行政法人日本学術振興会
 1.35 独立行政法人日本スポーツ振興センター
 1.36 独立行政法人日本学生支援機構
 1.37 日本たばこ産業株式会社(注釈 3g)
 1.38 独立行政法人水資源機構
 1.39 自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人
 1.40 首都高速道路株式会社
 1.41 小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人
 1.42 農林漁業団体職員共済組合
 1.43 消防団員等公務災害補償等共済基金
 1.44 成田国際空港株式会社
 1.45 地方競馬全国協会
 1.46 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
 1.47 独立行政法人国民生活センター
 1.48 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
 1.49 日本電信電話株式会社(注釈 3f 及び g)
 1.50 東日本電信電話株式会社(注釈 3f 及び g)
 1.51 西日本電信電話株式会社(注釈 3f 及び g)
 1.52 独立行政法人北方領土問題対策協会
 1.53 沖縄振興開発金融公庫
 1.54 放送大学学園
 1.55 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 1.56 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 1.57 日本私立学校振興・共済事業団
 1.58 国立研究開発法人理化学研究所(注釈 3b)
 1.59 四国旅客鉄道株式会社(注釈 3a 及び b)
 1.60 東京地下鉄株式会社(注釈 3a)
 1.61 独立行政法人都市再生機構
 1.62 独立行政法人福祉医療機構
 1.63 西日本高速道路株式会社 </p> |
|--|--|

【B群】

- | | |
|--|---|
| <p> 2.1 国立研究開発法人建築研究所
 2.2 独立行政法人航空大学校
 2.3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター
 2.4 国立研究開発法人森林研究・整備機構
 2.5 大学共同利用機関法人 </p> | <p> 2.6 独立行政法人海技教育機構
 2.7 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 2.8 全国健康保険協会
 2.9 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
 2.10 独立行政法人造幣局
 2.11 独立行政法人労働者健康安全機構 </p> |
|--|---|

³ GPA 協定附属書 I 付表 3 に掲げるその他の機関。



- | | |
|------------------------------|----------------------------------|
| 2.12 日本年金機構 | 2.33 独立行政法人国立高等専門学校機構 |
| 2.13 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 | 2.34 独立行政法人製品評価技術基盤機構 |
| 2.14 独立行政法人自動車技術総合機構 | 2.35 独立行政法人国立文化財機構 |
| 2.15 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 | 2.36 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 |
| 2.16 独立行政法人国立公文書館 | 2.37 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(注釈3h) |
| 2.17 国立研究開発法人国立がん研究センター | 2.38 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 |
| 2.18 国立研究開発法人国立成育医療研究センター | 2.39 独立行政法人国立青少年教育振興機構 |
| 2.19 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター | 2.40 独立行政法人家畜改良センター |
| 2.20 国立研究開発法人国立国際医療研究センター | 2.41 独立行政法人国立美術館 |
| 2.21 独立行政法人工業所有権情報・研修館 | 2.42 独立行政法人国立科学博物館 |
| 2.22 独立行政法人大学入試センター | 2.43 独立行政法人国立印刷局 |
| 2.23 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター | 2.44 国立研究開発法人防災科学技術研究所 |
| 2.24 国立研究開発法人国立循環器病研究センター | 2.45 独立行政法人酒類総合研究所 |
| 2.25 独立行政法人国立病院機構(本部及び病院) | 2.46 独立行政法人統計センター |
| 2.26 国立研究開発法人国立環境研究所 | 2.47 国立大学法人別ウインドウで開く |
| 2.27 国立研究開発法人物質・材料研究機構 | 2.48 独立行政法人国立女性教育会館 |
| 2.28 独立行政法人教職員支援機構 | 2.49 株式会社日本貿易保険 |
| 2.29 国立研究開発法人産業技術総合研究所 | 2.50 国立研究開発法人土木研究所 |
| 2.30 国立研究開発法人情報通信研究機構 | 2.51 独立行政法人経済産業研究所 |
| 2.31 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 | |
| 2.32 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 | |

注釈:

1. この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。
2. この協定は、A 群に掲げる機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この2の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。
3. 特定の機関に関する注釈:
 - a 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。
 - b 核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際的な合意に反する情報の開示がもたらされることのある調達は、含まない。
 - c 放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。
 - d 地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。
 - e 広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。
 - f 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。
 - g 公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関連するサービスの調達は、含まない。
 - h 建設サービス以外の付表5に掲げるサービスの調達は、含まない。
 - i 国立健康・栄養研究所のために行う調達以外の調達は、含まない。
- 4 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による調達に関しては、3に規定する注釈の規定を次のとおり適用する。
 - a 注釈3aは、鉄道建設に関連する活動についてのみ適用する。
 - b 注釈3dは、旧日本国有鉄道の清算に関連する活動についてのみ適用する。
 - c 注釈3eは、造船事業についてのみ適用する。
- 5 東日本旅客鉄道株式会社(注釈3a及びg)、東海旅客鉄道株式会社(注釈3a及びg)及び西日本旅客鉄道株式会社(注釈3a及びg)については、欧州連合がこれらの会社の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、A群に含まれるものとみなす。この5の規定は、欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。
- 6 航空宇宙技術研究所については、欧州連合及びアメリカ合衆国がこの廃止された機関の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、B群に含まれるものとみなす。この6の規定は、アメリカ合衆国及び欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

資料2 ◆日 EU 経済連携協定にて拡大された日本の政府調達対象

●中核市(54)⁴

- | | | | |
|---------|----------|----------|----------|
| 1. 宇都宮市 | 15. いわき市 | 29. 富山市 | 43. 枚方市 |
| 2. 金沢市 | 16. 長野市 | 30. 函館市 | 44. 八王子市 |
| 3. 岐阜市 | 17. 豊橋市 | 31. 下関市 | 45. 越谷市 |
| 4. 姫路市 | 18. 高松市 | 32. 青森市 | 46. 呉市 |
| 5. 鹿児島市 | 19. 旭川市 | 33. 盛岡市 | 47. 佐世保市 |
| 6. 秋田市 | 20. 松山市 | 34. 柏市 | 48. 八戸市 |
| 7. 郡山市 | 21. 横須賀市 | 35. 西宮市 | 49. 福島市 |
| 8. 和歌山市 | 22. 奈良市 | 36. 久留米市 | 50. 川口市 |
| 9. 長崎市 | 23. 倉敷市 | 37. 前橋市 | 51. 八尾市 |
| 10. 大分市 | 24. 川越市 | 38. 大津市 | 52. 明石市 |
| 11. 豊田市 | 25. 船橋市 | 39. 尼崎市 | 53. 鳥取市 |
| 12. 福山市 | 26. 岡崎市 | 40. 高崎市 | 54. 松江市 |
| 13. 高知市 | 27. 高槻市 | 41. 豊中市 | |
| 14. 宮崎市 | 28. 東大阪市 | 42. 那覇市 | |

●地方独立行政法人(89)⁵

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 | 公立大学法人新潟県立大学 |
| 北海道公立大学法人札幌医科大学 | 公立大学法人富山県立大学 |
| 地方独立行政法人青森県産業技術センター | 石川県公立大学法人 |
| 公立大学法人青森県立保健大学 | 公立大学法人福井県立大学 |
| 地方独立行政法人岩手県工業技術センター | 地方独立行政法人山梨県立病院機構 |
| 公立大学法人岩手県立大学 | 公立大学法人山梨県立大学 |
| 地方独立行政法人宮城県立こども病院 | 地方独立行政法人長野県立病院機構 |
| 地方独立行政法人宮城県立病院機構 | 公立大学法人岐阜県立看護大学 |
| 公立大学法人宮城大学 | 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター |
| 公立大学法人国際教養大学 | 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 |
| 地方独立行政法人秋田県立療育機構 | 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 |
| 地方独立行政法人秋田県立病院機構 | 地方独立行政法人静岡県立病院機構 |
| 公立大学法人秋田県立大学 | 静岡県公立大学法人 |
| 山形県公立大学法人 | 公立大学法人静岡文化芸術大学 |
| 公立大学法人山形県立保健医療大学 | 愛知県公立大学法人 |
| 公立大学法人福島県立医科大学 | 公立大学法人三重県立看護大学 |
| 公立大学法人会津大学 | 地方独立行政法人三重県立総合医療センター |
| 地方独立行政法人栃木県立がんセンター | 公立大学法人滋賀県立大学 |
| 公立大学法人埼玉県立大学 | 京都府公立大学法人 |
| 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター | 地方独立行政法人大阪府立病院機構 |
| 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター | 公立大学法人大阪府立大学 |
| 公立大学法人首都大学東京 | 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 |
| 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所 | 公立大学法人兵庫県立大学 |
| 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 | 公立大学法人奈良県立医科大学 |
| 公立大学法人新潟県立看護大学 | 地方独立行政法人奈良県立病院機構 |

⁴ 2018年4月1日現在。総務省ウェブサイト (<http://www.soumu.go.jp/cyukaku/>)。日EU経済連携協定交渉中は48市であったが、2018年4月の追加指定により54市となった。今後増える可能性がある。

⁵ 協定に記載された89の地方独立行政法人は2018年2月1日時点のもの。日本の地方独立行政法人法の適用を受けるものが該当するため、今後増減はあり得る。

公立大学法人奈良県立大学
 公立大学法人和歌山県立医科大学
 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
 公立大学法人島根県立大学
 公立大学法人岡山県立大学
 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
 公立大学法人県立広島大学
 地方独立行政法人山口県立病院機構
 地方独立行政法人山口県産業技術センター
 公立大学法人山口県立大学
 地方独立行政法人徳島県鳴門病院
 公立大学法人愛媛県立医療技術大学
 高知県公立大学法人
 公立大学法人福岡県立大学
 公立大学法人福岡女子大学
 公立大学法人九州歯科大学
 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
 長崎県公立大学法人
 公立大学法人熊本県立大学
 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学

公立大学法人大分県立看護科学大学
 公立大学法人宮崎県立看護大学
 地方独立行政法人大阪市民病院機構
 公立大学法人大阪市立大学
 公立大学法人名古屋市立大学
 地方独立行政法人京都市立病院機構
 公立大学法人京都市立芸術大学
 地方独立行政法人京都市産業技術研究所
 公立大学法人横浜市立大学
 地方独立行政法人神戸市民病院機構
 公立大学法人神戸市外国語大学
 公立大学法人北九州市立大学
 公立大学法人札幌市立大学
 地方独立行政法人福岡市立病院機構
 地方独立行政法人広島市立病院機構
 公立大学法人広島市立大学
 地方独立行政法人静岡市立静岡病院
 地方独立行政法人堺市立病院機構
 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター

●発電、送電又は配電を行う地方政府の機関⁶

北海道	神奈川県	兵庫県	高知県
岩手県	新潟県	鳥取県	福岡県
秋田県	富山県	島根県	熊本県
山形県	山梨県	岡山県	大分県
栃木県	長野県	山口県	宮崎県
群馬県	三重県	徳島県	横浜市
東京都	京都府	愛媛県	北九州市

●その他(6)

独立行政法人農林漁業信用基金
 独立行政法人情報処理推進機構
 独立行政法人地域医療機能推進機構

独立行政法人自動車事故対策機構
 独立行政法人空港周辺整備機構
 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

⁶ 協定には2018年2月1日時点のものが記載されている。

◆基準額

WTO の GPA 協定では、同協定が適用される基準額を定めている。日 EU 経済連携協定で新たに追加された適用範囲の基準額を含めたものが表 1 である。

		WTO 政府調達協定		日 EU 経済連携協定
		万 SDR ⁷	日本円換算額(万円)	日本円換算額(万円)
中央政府の機関	1 物品	10	1,600	1,600
	2 建設サービス	450	74,000	74,000
	3 建築のためのサービス, エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	45	7,400	7,400
	4 その他のサービス	10	1,600	1,600
地方政府の機関	1 物品	20	3,300	3,300
	2 建設サービス	1500	247,000	247,000
	3 建築のためのサービス, エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	150	24,000	24,000
	4 その他のサービス	20	3,300	3,300
その他の機関	1 物品	13	2,100	2,100
	2 A 群(日本郵政公社を承継した機関を除く)の建設サービス	1500	247,000	247,000
	3 B 群及び日本郵政公社を承継した機関の建設サービス	450	74,000	74,000
	4 建築のためのサービス, エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	45	7,400	7,400
	5 その他のサービス	13	2,100	2,100
中核市	1 物品			3,300
	2 建築のためのサービス, エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス			247,000
	3 その他サービス			3,300
地方独立行政法人・公営電気事業・その他の独立行政法人	1 物品			3,300
	2 建設サービス			247,000
	3 建築のためのサービス, エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス			24,000
	4 その他のサービス			3,300

外務省資料等から筆者作成⁸

⁷ 特別引出権 (SDR) は、加盟国の準備資産を補完する手段として IMF が 1969 年に創設した国際準備資産。政府調達の基準額は SDR によって示される。

⁸ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000335196.pdf>
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000304399.pdf>

2. CPTPPとの比較

2018年12月30日に発効したCPTPP（TPP11）協定と比較した場合はどうか。

CPTPP協定の参加国の過半数はWTO協定の政府調達協定（GPA）に加盟していないため、TPPの政府調達ルールの大きな目的は、これらの国々にGPAに準拠したルールに合意してもらうことであった。その結果、TPPの政府調達章における調達参加条件などの条文構成および入札手続きの規定は、GPAに非常に近いものとなった。

一方、すでにGPA加盟国である日本とEUとの経済連携協定では、GPA上の義務が日本とEUの紛争解決手続きの対象となる点がTPP協定と大きく異なる。さらにGPAに加える形で合意した入札上の諸条件を列挙している。日EU経済連携協定は、いわば「TPP及びGPAプラス（+）」の内容と言ってよい。例えば入札条件に技術的仕様が含まれる場合には、その仕様基準への適合性を判断する試験結果について、双方による適合性評価結果の相互承認を認めるなどが含まれる他、前述の日本の中核市への市場開放などがTPP・GPAプラスの具体的な例である。

3. 日本への影響

これまで述べたように、日EU経済連携協定の下では、政府調達の適用範囲が中核市や独立行政法人などが大幅に拡大された。これにより、中核市の一般競争入札でも、一定基準額以上の調達は、建設サービスを除き欧州企業の参加が認められる。また地方の大学や病院などの新設や、役所内のインフラシステム導入や公用車購入の入札で、欧州企業の参加が可能になる。つまり、地方の中小企業などへの受注に影響が出る恐れがある。

政府調達協定（GPA）及び日EU経済連携協定の「政府調達」章の条項の組み立ては非常に複雑で、いくつかの例外事項や注釈が多くついている。日EU経済連携協定で適用範囲が中核市まで広がったわけだが、政府の説明によれば、中核市の入札については、①これまでどおり政府調達を行う中核市に所在する事業者に対してのみ入札参加を認める制度を維持しつつ、EU所在の事業者に対しては例外を認めて入札に参加できるようにする（つまりGPAとは異なるルールが適用される）、②中核市については建設サービスを除外しているため、大きな影響はない、③地域の企業を優先する政策の導入を阻むものではないと協定では規定されている、と説明している。

しかしこれは楽観的な見方ではないだろうか。

政府調達については、GDPの10%から15%をも占めると言われる。政府調達協定（GPA）に加盟していない国にはGPA加盟が推奨され、またTPP協定のようにGPA非加盟国が多い協定の場合には、協定内に「政府調達章」を設けることの意義が大きいと指摘されている。日EU経済連携協定については、両国ともGPAの加盟国であるが、その場合には適用対象の拡大や、基準額の引き下げなどによって双方の政府調達市場の調和が目指されてきた。交渉の初期段階から、EUの主要な獲得目標は日本の政府調達市場の開放であり、その意味で日本は完全にEUの提案を飲まされた形の結果となった。

以上